

建設工事等の現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）

1 目的

島根県総務部、農林水産部及び土木部が発注する建設工事及び設計・測量・調査等業務（以下「建設工事等」）の現場において、現地確認を必要とする業務ならびに受発注者間で行う協議などの業務に遠隔臨場を適用して受・発注者の業務効率化を図るために、必要な事項を定める。

2 対象工事

建設工事等のうち、受発注者協議のうえ、受注者が希望するものとする。

3 適用の範囲

本試行要領は、「島根県公共工事共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」、「立会」及び「島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書」に定める「立会」（以下「立会等」という）ならびに受発注者間で行う協議、打合せ及び報告（以下「協議等」という）を実施する場合に適用する。

營繕工事においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」及び「建築物解体工事共通仕様書」の1章等の用語の定義に定める「監督職員の立会い」等及び建築コンサルタント業務における「公共建築設計業務委託共通仕様書」及び「建築工事監理業務委託共通仕様書」第1章等の用語の定義に定める「協議」ならびに立会等を実施する場合に適用する。

なお、現場不一致、事故等の報告時の活用を妨げるものではない。

4 実施方法

（1）事前協議

受発注者で遠隔臨場の適用について協議を行う。

その後、現場等の適用性について、受発注者で確認後、適用の可否を判断する。

（2）施工計画書等

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり施工（業務）計画書又は工事打合簿（業務に関する、承諾、協議・通知書）（以下「打合簿」という）に確認項目予定などを記載し、事前に監督職員の確認を受けなければならない。

なお、工事打合簿（協議・通知書）による場合は、その後、施工（業務）計画書に反映すること。事前に確認した内容に変更が生じた場合、受注者は、変更内容を打合簿に取りまとめ、速やかに監督職員へ提出するものとする。また、実施内容の事前確認ができなかった場合も速やかに提出するものとする。

（3）遠隔臨場の実施

遠隔臨場を実施する場合は、事前に受発注者間で協議し、システム主催者を決定した上で、システム主催者となった者は、受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督職

員に実施時間、実施箇所（場所）、具体的な確認項目、方法、内容等を**確認調整**しなければならない。

遠隔臨場は、受注者と監督職員がモバイル端末等により映像と音声の同時配信と双方向の通信により実施するものとする。

監督職員が必要な情報を得ることができた場合、臨場に代えることが出来るものとする。ただし、監督職員が必要な情報を得られなかつたと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、臨場により実施するものとする。

(4) 実施記録

①立会等の場合

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、発注者が遠隔臨場で確認している状況画像（監督職員等の顔又名前入りをスクリーンショット等で撮影）で保存し実施状況を記録し、打合簿するものとする。

実施記録は、所定の様式に添付して監督職員に提出するものとする。

②協議等の場合

受注者は、打合簿に協議等の内容を取りまとめ、使用した資料を添付し、監督職員に提出するものとする。ただし、資料等が事前に提出されており、監督職員が添付不要と判断した場合は、資料等の添付は要しない。

(5) 留意事項

- ① 受注者は、遠隔臨場の映像や実施記録に当該現場以外ができるだけ映り込まないように留意すること。また、公的でない建物の内部や人物等が見られることが想定されていない場所が映り込み、人物が映っている場合は、場所や意図せず映り込んでしまった場合は、人物等をか特定できないよう留意するな措置を行うこと。
- ② 監督職員は、遠隔臨場の映像や実施記録に執務室内部等の映り込みや人物が映っている場合は、執務室内部の状況や人物が特定できないよう留意すること。
- ③また、動画撮影用のカメラの使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。
- ④ 受注者は、被撮影者である当該現場の作業員及び関係職員（以下「作業員等」という）に対し、撮影の目的、用途等を説明し、事前に承諾を得ること。
- ⑤ 受注者は、作業員等のプライバシーを侵害する音声が配信される場合があるため留意すること。
- ⑥ 協議等を利用する場合、受発注者とも情報の内容（行政情報や個人情報が含まれる場合など）に応じて開催場所を設定すること。
- ⑦ 受注者は、故意に不良個所を撮影しない等の行為は行わない。

5 機器等の手配・仕様

受注者は、遠隔臨場の実施に必要なモバイル端末等の手配や通信環境等の準備を

行うものとする。

また、利用するアプリケーション等の仕様については、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定し、事前に監督職員の了解を得るものとする。

発注者の業務等の都合で機器の準備が整わない場合は、受注者は監督職員が使用する機器も準備し遠隔臨場を行うこともできる。

6 費 用

遠隔臨場実施に係る費用については、建設工事の場合は技術管理費に積上げ計上する。

設計・測量・調査等業務の場合は直接経費等として積み上げ計上する。

宮塗工事の場合は、共通仮設費に積み上げ計上し、宮塗工事における設計業務の場合は、特別経費に積み上げ計上する。一般管理費等として積み上げ計上する。

いずれの場合も諸経費の対象としない。

なお、建設工事では、現場管理費・一般管理費非対象額の配下に、また設計・測量・調査等業務では、直接経費の諸経費非対象額の配下に計上すること。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁 HP を参照

例) カメラ、ネットワークペーティングシステム、アプロセシングソフト：5 年

ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード：10 年

<https://www.keisan.nta.go.jp/h3Oyokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

〈費用のイメージ〉

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ② 撮影機器の設置費（移設費）
- ③ 通信費
- ④ その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

〈留意点〉

- ・従来の立会・確認に要する費用は、諸経費として率計上されているため、遠隔臨場にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。
なお、費用の計上は、受注者から見積を徴収し対応すること。
- ・費用算出にあたっては、実施に必要な最低限の費用を計上すること。

7 アンケート調査等への協力

今回の試行を通じた効果の検証および今後の課題の抽出のため、受注者や監督職

員等を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は協力するものとする。

8 その他

本試行要領は、遠隔臨場以外の業務において、モバイル端末等の積極的な活用を妨げるものではない。

附 則

本試行要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

本試行要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

本試行要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

本試行要領は、令和6年4月1日から施行する。